

温泉法の一部を改正する法律案新旧対照条文

温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 温泉の保護（第三条・第十二条）</p> <p>第三章 温泉の利用（第十三条・第二十七条）</p> <p>第四章 諮問及び聴聞（第二十八条・第二十九条）</p> <p>第五章 雑則（第三十条・第三十三条）</p> <p>第六章 罰則（第三十四条・第三十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。</p> <p>2（略）</p> <p>第二章 温泉の保護</p> <p>（土地の掘削の許可）</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第一条（略）</p> <p>第二条 この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。</p> <p>2（略）</p> <p>第二章 温泉の保護</p>

第三条 温泉をゆつ出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者でなければならない。

3 都道府県知事は、温泉を工業用に利用する目的で第一項の申請をした者に対して同項の許可をしようとするときは、あらかじめ経済産業局長に協議しなければならない。

(許可の基準)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一 当該申請に係る掘削が温泉のゆつ出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。

二 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。

三 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

四 申請者が第七条第一項第三号の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。

五 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。

第三条 温泉をゆつ出させる目的で土地を掘さくしようとする者は、環境省令の定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、掘さくに必要な土地を掘さくのために使用する権利を有する者でなければならない。

3 都道府県知事は、温泉を工業用に利用する目的で第一項の申請をした者に対して許可を与えるときは、あらかじめ経済産業局長に協議しなければならない。

第四条 都道府県知事は、温泉のゆつ出量、温度若しくは成分に影響を及ぼし、その他公益を害する虞があると認めるときの外は、前条第一項の許可を与えなければならない。不許可の処分は、理由を附した書面をもつてこれを行わなければならない。

(許可の有効期間等)

第五条 第三条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して二年とする。

2 都道府県知事は、第三条第一項の許可に係る掘削の工事が災害その他やむを得ない理由により当該許可の有効期間内に完了しないと見込まれるときは、環境省令で定めるところにより、当該許可を受けた者の申請により、一回に限り、二年を限度としてその有効期間を更新することができる。

(工事の完了又は廃止の届出)

第六条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る掘削の工事を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第三条第一項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)

第七条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第三条第一項の許可に係る掘削が第四条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第一項第三号又は第五号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 第三条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法

第五条 第三条第一項の許可を受けた者が、許可の日から一年以内に工事に着手せず、又は着手後一年以上その工事を中止したときは、都道府県知事は、その許可を取り消すことができる。但し、已むを得ない事由がある場合はこの限りでない。

第六条 都道府県知事は、第三条第一項の許可を与えた後第四条に規定する事由があると認めるときは、その許可を取り消し、又はその許可を受けた者に対して、公益上必要な措置を命ずることができる。

律の規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

- 2 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、第三條第一項の許可を受けた者に対して、公益上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(原状回復命令)

第八條 都道府県知事は、第三條第一項の許可に係る掘削が行われた場合において、当該許可を取り消したとき、又は当該掘削が行われた場所に温泉がゆう出しないときは、その許可を受けた者に対して原状回復を命ずることができる。同項の許可を受けないで温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者に対しても、同様とする。

(増掘又は動力の装置の許可)

第九條 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

- 2 第四條から前条までの規定は、前項の増掘又は動力の装置の許可について準用する。この場合において、第四條第一項第一号及び第二号、第五條第二項、第六條第一項並びに第七條第一項第一号中「掘削」とあるのは「増掘又は動力の装置」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「増掘又は動力の装置が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該増掘若しくは動力の装置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者」と読み替えるものとする。

第七條 第三條第一項の許可が取り消されたとき、又は許可を受けて掘さくした場所に温泉がゆう出しないときは、都道府県知事は、その許可を受けた者に対して原状回復を命ずることができる。同項の許可を受けないで土地を掘さくした者に対しても、また同様とする。

第八條 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令の定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前四條の規定は、前項の増掘又は動力の装置について、これを準用する。

(温泉の採取の制限に関する命令)

第十条 都道府県知事は、温泉源を保護するため必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命ずることができる。

2 (略)

(環境大臣への協議等)

第十一条 都道府県知事は、第三条第一項又は第九条第一項の規定による処分をする場合において隣接都府県における温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ環境大臣に協議しなければならない。

2 (略)

(他の目的で土地を掘削した者に対する措置命令)

第十二条 都道府県知事は、温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地が掘削されたことにより温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい影響が及ぶ場合において公益上必要があると認めるときは、その土地を掘削した者に対してその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、法令の規定に基づく他の行政庁の許可又は認可を受けて土地を掘削した者に対して前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ当該行政庁と協議しなければならない。

### 第三章 温泉の利用

(温泉の利用の許可)

第十三条 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を

第九条 都道府県知事は、温泉源保護のため必要があると認めるときは、温泉源より温泉を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命ずることができる。

2 (略)

第十条 都道府県知事は、第三条第一項又は第八条第一項の規定による処分をする場合において隣接都府県における温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ環境大臣に協議しなければならない。

2 (略)

第十一条 温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地を掘さくしたため温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい影響を及ぼす場合において公益上必要があると認めるときは、都道府県知事は、土地を掘さくした者に対してその影響を阻止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事が、法令の規定に基づく他の行政庁の許可又は認可を受けて土地を掘さくした者に対して前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ当該行政庁と協議しなければならない。

### 第三章 温泉の利用

第十二条 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令の定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を

受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十七条第一項第三号の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 都道府県知事は、温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、第一項の許可をしないことができる。

4 第四条第二項の規定は、第一項の許可をしないときについて準用する。

(温泉の成分等の揭示)

第十四条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意を揭示しなければならない。

2 前項の規定による揭示は、次条第一項の登録を受けた者(以下「登録分析機関」という。)の行う温泉成分分析(当該揭示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。)(の結果に基づいてしななければならない。

3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による揭示をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、そ

受けなければならない。

2 都道府県知事は、温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により第一項の許可をしないときは、理由を付した書面により、その旨を申請者に通知しなければならない。

第十三条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令の定めるところにより、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意を揭示しなければならない。

の内容を都道府県知事に届け出なければならない。

- 4 都道府県知事は、第一項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る掲示の内容を変更すべきことを命ずることができる。

(温泉成分分析を行う者の登録)

第十五条 温泉成分分析を行おうとする者は、その温泉成分分析を行う施設(以下「分析施設」という。)について、当該分析施設の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 2 分析施設の名称及び所在地

- 3 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能

- 4 その他環境省令で定める事項

- 3 都道府県知事は、第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を登録分析機関登録簿に登録しなければならない。

- 1 前項第三号に掲げる事項が、温泉成分分析を適正に実施するに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

- 2 当該申請をした者が、温泉成分分析を適正かつ確実に実施するに十分な経理的基礎を有するものであること。

- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けるこ

とができない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十一条(第三号を除く。)( )の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

5 都道府県知事は、第一項の登録をしたときはその旨を、当該登録を拒否したときはその旨及びその理由を、遅滞なく、申請者に書面により通知しなければならない。

(変更の届出)

第十六条 登録分析機関は、前条第二項各号に掲げる事項に変更(環境省令で定める軽微なものを除く。)( )があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第十七条 登録分析機関は、温泉成分分析の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、当該登録分析機関の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第十八条 都道府県知事は、前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第二十一条の規定により登録を取り消したときは、当該登録分析機関の登録を抹消しなければならない。



(登録分析機関登録簿の閲覧)

第十九条 都道府県知事は、登録分析機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録分析機関の標識)

第二十条 登録分析機関は、環境省令で定めるところにより、その事務所及び分析施設ごとに、公衆の見やすい場所に、環境省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

(登録の取消し)

第二十一条 都道府県知事は、登録分析機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 第十五条第一項及び第二項、第十六条、第十七条第一項、前条、次条並びに第二十三条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定に違反したとき。
- 二 第十五条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。
- 三 第十五条第四項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 四 不正の手段により第十五条第一項の登録を受けたとき。

(環境省令への委任)

第二十二条 第十五条から前条までに定めるもののほか、登録の手續、登録分析機関登録簿の様式その他登録分析機関の登録に関する必要な事項は、環境省令で定める。

(温泉成分分析の求めに応ずる義務)

第二十三条 登録分析機関は、温泉成分分析の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(報告徴収及び立入検査)

第二十四条 都道府県知事は、温泉成分分析の適正な実施を確保するために必要な限度において、温泉成分分析を行う者に対し、その温泉成分分析に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所若しくは分析施設に立ち入り、温泉成分分析に使用する器具、機械若しくは装置、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地域の指定)

第二十五条 環境大臣は、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設(温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設、温泉を工業用に利用する施設その他温泉を利用する施設をいう。以下同じ。)の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる。

(改善の指示)

第二十六条 環境大臣又は都道府県知事は、前条の規定により指定する地域内において、温泉の公共的利用増進のため特に必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、温泉利用施設の管理者に対して、温泉利用施設又はその管理方法の改善に関し必要な指示をすることができる。

第十四条 環境大臣は、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる。

第十五条 環境大臣又は都道府県知事は、前条の規定により指定する地域内において、温泉の公共的利用増進のため特に必要があると認めるときは、環境省令の定めるところにより、温泉利用施設の管理者に対して、温泉利用施設又はその管理方法の改善に関し必要な指示をすることができる。

第十六条 都道府県知事は、温泉源より温泉を採取する者、又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉のゆづり出量、温度、成分、利

用状況その他必要な事項について報告させることができる。

2 経済産業局長は、工業用に利用する目的で温泉を採取する者又はその利用施設の管理者に対して、前項の報告をさせることができる。

第十七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該吏員に温泉の利用施設に立ち入り、温泉のゆう出量、温度、成分及び利用状況を検査させることができる。

2 経済産業局長は、必要があると認めるときは、当該官吏に温泉を工業用に利用する施設に対して、前項の立入検査をさせることができる。

3 当該官吏又は吏員が前二項の規定により立入検査をする場合において、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第十八条 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、第十二条第一項の許可を取り消し、又は温泉の利用の制限若しくは危害予防の措置を命ずることができる。

第十八条の二 この章の規定（前条の規定による処分に係る第二十条第一項の規定を含む。）により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（次項において「保健所を設置する市」という。）又は特別区の長が行うこととすることができる。

2 保健所を設置する市又は特別区の長は、前項に規定する事務に

係る事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならぬ。

第十八条の三 前条第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（許可の取消し等）

第二十七条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

一 公衆衛生上必要があると認めるとき。

二 第十三条第一項の許可を受けた者が同条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第十三条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

2 | 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることが出来る。

#### 第四章 諮問及び聴聞

（審議会その他の合議制の機関への諮問）

第二十八条 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第七条（第九条第二

#### 第四章 諮問及び聴聞

第十九条 削除

第二十条 都道府県知事は、第三条第一項、第四条（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第六条（第八条第二項におい

項において準用する場合を含む。）、第九条第一項又は第十条第一項の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（聴聞の特例）

第二十九条 都道府県知事は、第七条第二項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項又は第二十七条第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第七条（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項又は第二十七条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第五章 雑則

（報告徴収）

第三十条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対し、土地の掘削の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は温泉源から温泉を採取する者若しくは温泉利用施設の管理者に対し、温泉のゆう出量、温度、成分、利用状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 経済産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、工業用に利用する目的で温泉源から温泉を採取する者又はその利用施設の管理者に対し、温泉のゆう出量、温度、成分、利用状況その

て準用する場合を含む。）、第八条第一項又は第九条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

第二十一条 都道府県知事が、第六条（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項又は第十八条の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第五条（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第六条（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項又は第十八条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第三十一条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

2 経済産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉を工業用に利用する施設に立ち入り、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

3 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による立入検査について準用する。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第三十二条 第三章、第二十九条第一項(第二十七条第二項の規定による処分に係る部分に限る。)、第三十条第一項(温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対する報告の徴収に係る部分を除く。)(又は前条第一項(温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所への立入検査に係る部分を除く。))の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(次項において「保健所を設置する市」という。)(又は特別区の長が行うこととすることができる。)

2 保健所を設置する市又は特別区の長は、前項に規定する事務に係る事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなけれ

ばならない。

(経過措置)

第三十三条 前条第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

## 第六章 罰則

第三十四条 第三条第一項又は第九条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項若しくは第八条（これらの規定を第九条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者

二 第十三条第一項の規定に違反した者

三 第十五条第一項の規定に違反して登録を受けずに温泉成分分析を行った者

四 不正の手段により第十五条第一項の登録を受けた者

第三十六条 第十四条第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

## 第五章 罰則

第二十二条 第三条第一項又は第八条第一項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 前項の刑は、情状により、これを併科することができる。

第二十三条 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第六条（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第七条（第八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第九条又は第十八条の規定による命令に従わない者

二 第十二条第一項の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項、第十四条第三項又は第十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十四条第一項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

三 第十四条第二項の規定に違反した者（前号の規定に該当する者を除く。）

四 第二十三条の規定に違反した者

五 第二十四条第一項又は第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第二十四条第一項又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十七条第一項の届出を怠つた者

二 第二十条の規定に違反した者

附則

第二十四条 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反した者

二 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十七条第一項又は第二項の規定による当該官吏又は吏員の立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則



この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

第二十六条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から、これを施行する。

第二十七条 この法律施行の際、現に従前の命令の規定により、温泉をゆう出させる目的で土地の掘さくの許可を受けてその工事に着手している者は、第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

第二十八条 この法律施行の際、現に従前の命令の規定により、温泉のゆう出路の増掘若しくはゆんせつの許可又は温泉のゆう出量を増加させるための動力装置の許可を受けて、その工事に着手している者は、第八条第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

第二十九条 昭和二十三年一月一日以後この法律施行までの間において、温泉をゆう出させる目的で土地の掘さくをした者又は温泉のゆう出路を増掘し、若しくは温泉のゆう出量を増加させるため動力装置をした者は、この法律施行の日から、三月以内に第三条第一項又は第八条第一項の規定によりその許可の申請をしなければならぬ。その申請に対して許可の処分があるまでは、第三条第一項又は第八条第一項の許可があつたものとみなす。

2 前項の期間内に許可の申請をせず、又は申請に対して不許可の処分があつたときは、第七条の規定を準用する。

第三十条 この法律施行の際、現に温泉を公共の浴用又は飲用に供している者は、この法律施行の日から三月間は、第十二条第一項の規定に拘わらず、引き続き温泉を公共の浴用又は飲用に供することができる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後三月以内に、都道

府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 前項の届出をした者は、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

改 正 案	現 行
<p>（観光温泉資源の保護）</p> <p>第三条 伊東国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、条例の定めるところにより、伊東市の区域内における鉱物の掘採、土石の採取その他の行為で観光温泉資源の保護に著しい影響を及ぼすおそれのあるもの（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第三条第一項及び第九条第一項に規定する土地の掘削及び増掘を除く。）を禁止し、若しくは制限し、又は当該禁止若しくは制限に違反した者に対し、原状回復その他必要な措置を命ずることができ</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（観光温泉資源の保護）</p> <p>第三条 伊東国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、条例の定めるところにより、伊東市の区域内における鉱物の掘採、土石の採取その他の行為で観光温泉資源の保護に著しい影響を及ぼす虞のあるもの（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第三条第一項及び第八条第一項に規定する土地の掘さく及び増掘を除く。）を禁止し、若しくは制限し、又は当該禁止若しくは制限に違反した者に対し、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2・3（略）</p>